

委員会発案第2号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月22日提出

由利本荘市議会議長 渡部 功 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会  
委員長 鈴木和夫 ㊟

(別紙)

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書(案)

いま、国民の「こころの健康」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が、自殺によって命をなくしている。精神科を受診する人は、平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上となっている。精神疾患の症状による社会生活の困難さは外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解され難いところである。

WHO（世界保健機構）によると、病気やけが、自殺や事故、犯罪などがどれだけ社会に影響を与えるかを測る「障害調整生命年（DALY指標）」においては、日本や先進各国ではがんや循環器疾病に比べて、精神疾患が政策的重要度の最も高い疾患であることが明らかにされている。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」の「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。がん152万人、糖尿病237万人に対して、精神疾患は323万人に上り、重点対策が不可欠と判断された。

平成18年4月から3障害（身体・知的・精神）を一体に支援する法律がつくられたが、精神疾患へのサービスの基盤体制は遅れている。医療において、精神科以外の入院病棟は、患者16人に医師は1人以上である中、精神科病棟では患者48人に医師1人以上など、一般の医療水準よりも低い状態となっており、慢性的な人手不足の状況である。

英国では1997年から医療改革・自殺予防に取り組み、自殺者が10年間で15.2%減少という成果を上げている。統合失調症の治療では、薬物・心理療法のみと比較して、家族支援も併せて実施すると再発率が大きく低減できることが立証され、患者を支える家族に対しても支援が重要だと認識されはじめている。

長期の精神障害を持つ人の家族が抱える困難は、一般の人々の3倍であるとも言われ、家族への精神疾患・治療についての情報提供や実際の、具体的な支援が求められる。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を受けて設立された、医療福祉の専門家、学識経験者、当事者及び介護者（家族）による「こころの健康政策構想会議」では、このようなわが国の状況を背景として、平成22年5月末に厚生労働大臣へ「こころの健康政策構想会議提言書」を提出した。その中で、精神医療改革・精神保健改革・家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

以上の趣旨から、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月 日

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
厚 生 労 働 大 臣 様

秋田県由利本荘市議会議員 渡 部 功